

浄化槽設置費補助制度のご案内

下水道が整備されていない地域では、し尿は汲み取り式で処理されていますが、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）はそのまま川に流されたり、地下浸透されたりし、河川の汚濁・環境汚染あるいは悪臭の原因となる場合があります。

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を下水道と同じように衛生的に処理することができ、生活環境の改善や河川等の汚濁を防止することができます。

当別町では、合併処理浄化槽の設置を希望する方で一定の条件を満たす方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。



補助の対象

- 当別町内の下水道整備計画区域外の地域に浄化槽を設置するもの。
- 主に居住を目的とした住宅に浄化槽を設置するもの（小規模店舗等を併設した住居も含む）。
- 住宅等を借りている場合については、所有者から浄化槽の設置の承諾を得なければなりません。
- 販売又は賃貸を目的とした住宅に浄化槽を設置する場合は、補助の対象になりません。
- 浄化槽法又は建築基準法に基づく確認を受けて浄化槽を設置するもの。
- 町税等を滞納していないこと。
- 設置する浄化槽は、合併処理浄化槽で当別町浄化槽設置整備事業補助金交付規則で定めるもの。

お問い合わせ・申請窓口

〒061-0292 石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

当別町住民環境部環境生活課環境対策係

電話 0133-23-2503 Fax0133-23-3206



補助金額について

- 補助金の交付を受けられる浄化槽は、5人槽、7人槽、10人槽の3種類です。
- 補助金額は、浄化槽本体の費用及び設置に要する工事費（排水設備に係る費用を除く。）の40パーセント以内とし、限度額は下記のとおりです。

人 槽	5人槽	7人槽	10人槽
補 助 金 額	352,000円	441,000円	588,000円

浄化槽の大きさについて

浄化槽の大きさは、5人槽の場合で長さが約2.5m、幅が約1.5m程で、設置には乗用車1台分のスペースが必要です。

設置する浄化槽のタイプは・・・

- ・5人槽～ 住宅が130㎡（39.3坪）以下の方
- ・7人槽～ 住宅が130㎡（39.3坪）を超える方
- ・10人槽～ 浴槽及び台所がそれぞれ2箇所以上設置している方（2世帯住宅など）

手続きの概要（流れ）

手 続 き	注 意 点
(1)浄化槽設置の届け	新築・増築の場合は、建築確認申請を町建設課建築係、指定確認検査機関へ 建築確認不要の場合は、浄化槽設置届を町建設課建築係へ（建築係 TEL：0133-23-3147）
(2)補助金の交付申請書提出	建築確認済証の受領、又は浄化槽設置届受付後10日経過してから申請できます。
(3)事前現場確認	町の職員が浄化槽工事着工前に現地確認に伺います。
(4)補助金の交付決定通知書	申請後、約1カ月以内に補助金交付決定通知書を交付します。
(5)浄化槽設置工事に着手	浄化槽設備士の監督の下、基準に則った施工とその記録が必要です。
(6)実績報告及び補助金交付請求	適正であれば、補助金交付額確定通知書を交付。
(7)補助金の振込み	銀行等口座に補助金を振り込みます。

※申請前の工事着手など、手順や手続きに不備があると、補助金の交付が受けられませんので、ご注意願います。

◇設置後はメンテナンスを行うことが法律で義務付けられています◇

- (1) 専門の業者に保守点検を委託（4カ月に1回以上）
- (2) 専門の業者に清掃を委託（年1回以上）
- (3) 公的機関による法定検査を受検（設置後3カ月1回、以降年1回）